

西尾市契約規則（昭和39年西尾市規則29号）第7条の規定により、一般競争入札(事前審査)を次のとおり行う。

令和 8年 9月 7日

西尾市長 中村 健

案件番号		508100381
工事名		公共下水道雨水枝線築造工事
路線等の名称		寺津東部排水区8
工事場所		西尾市巨海町地内
工期		令和 8年10月 9日から令和 9年 3月12日まで
工事概要		工事延長 L=180.2m 暗渠工 L=93.6m 側溝工 L=73.4m 集水榦工 N=7基 管渠設置工PRPφ150 L=28.9m 管渠設置工PRPφ200 L=5.4m 管渠設置工PEφ150 L=9.9m 0号人孔設置工 N=1基 1号人孔設置工 N=1基 2号人孔設置工 N=1基 3号人孔設置工 N=2基 小型人孔設置工 N=2基
予定価格		48,535,300円（税込）
低入札調査基準価格		有 なお、開札した場合において低入札調査基準価格より低い価格の入札があった場合は入札会を保留とし、調査のうえ落札者を決定する。
入札等の方法		あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下電子調達システムという。）を使用すること。
議会の議決		議会議決無し
入札者に必要な資格に関する事項	全 般	・公告日において西尾市の入札参加資格者として登録されており、次に掲げる全てに該当する者。
	業 種 等	建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事に係る許可を受けている者。
	地域要件及び総合数値に関する条件	・市内業者 西尾市内に本社を有する者 建設業法第27条の23の規定により、上記業種等の許可業種で総合審査評点数700点以上の者 ・地域要件は、西尾市入札参加資格者名簿に登録された所在地とする。 （総合審査評点数は、電子調達システムで公開している数値とする。）
	実績による条件	・市内業者については、市内営業年数が5年以上の実績を有すること。 ・過去10年間（当該年度含まず）に元請として同業種で発注された国又は地方公共団体の契約施工実績を有すること。ただし、契約施工実績については、契約金額（税込）が130万円以上の完了・引き渡した実績とする。
	技 術 者	技術者の資格については、建設業法第26条の技術者以上を有する者。 ・配置予定の技術者は、公告があった日以前に所属建設業者と3箇月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ・申請書等提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、3名まで候補を申請できる。 ・申請後の配置予定技術者の変更は原則認めない。

そ の 他	・一般競争入札参加資格確認申請書を提出し資格等が確認され、競争参加資格確認通知書が発行された者。 ・この公告の日から開札の日までの期間において、「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加の対象から除外する措置を受けていない者。 ・この公告の日から開札の日までの期間において、「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく排除措置を受けていない者。 ・一般競争入札（総合評価方式）評価資料申請書を提出した者。
一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法及び日時	【方法】電子調達システムにより、一般競争入札参加資格確認申請書に参加資格の確認に必要な資料を添付して提出すること。添付するファイル名は「＜案件番号＞＜会社名＞申請資料」とすること。 【期間】令和 8 年 9 月 8 日 午前 8 時 0 分から 令和 8 年 9 月 18 日 午後 5 時 0 分まで 【その他】必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。
契約条項を示す場所及び日時	【場所】財政課及び西尾市ホームページ 【日時】令和 8 年 9 月 7 日 午後 1 時 30 分から 令和 8 年 9 月 18 日 午後 5 時 0 分まで
入札書等の提出方法及び日時	【方法】電子調達システムにより、内訳書及び契約締結方法申出書を添付して提出すること。添付するファイル名は「＜案件番号＞＜会社名＞内訳書及び契約締結方法申出書」とすること。 【期間】令和 8 年 9 月 28 日 午前 8 時 0 分から 令和 8 年 9 月 30 日 正午 まで 【入札回数】1 回とする。
開札の場所及び日時	【場所】財政課 【日時】令和 8 年 10 月 1 日 午前 8 時 44 分から（予定）
入札の無効に関する事項	・入札者が本公告に示した必要な資格のない者。 ・西尾市契約規則第 12 条、西尾市電子入札（建設工事等）実施要領第 14 条及び入札心得書第 13 条に該当する入札をした者。 ・予定価格の 10 % 未満の入札は錯誤とみなして無効とする。
設計図書に対する質疑	設計図書に対する質疑がある場合には、電子メールにより提出すること。 【提出日】令和 8 年 9 月 18 日 午後 5 時 0 分まで ・入札案件に関する質疑回答ならびに連絡事項は、西尾市ホームページに掲載しますので、随時確認し、入札前には再度必ず確認すること。
前払金	有 ・ただし、西尾市公共工事の前金払取扱要領による。
入札保証金に関する事項	免除
契約保証金に関する事項	・契約金額が 500 万円（税込）以上の場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金が必要。

その他必要な事項

(1) 評価資料申請書等の提出方法

ア 提出期限 令和 8 年 9 月 8 日 午前 9 時 0 時から

令和 8 年 9 月 18 日 午後 4 時 0 時まで (必着)

イ 提出方法 提出書類は、1つの綴りで、西尾市総務部財政課契約検査担当まで持参すること。なお、提出した書類は、契約担当者の承認を得たものに限り差替える。

総合評価落札方式資料様式掲載西尾市ホームページアドレス

<https://www.city.nishio.aichi.jp/sangyo/nyusatsu/1001498/1003019.html>

(2) 配置予定技術者について

複数の技術者を申請した場合は、最も評価点の低い者を加算対象とし、加算対象の技術者が配置できなくなった場合でも評価点を変更しない。

(3) 総合評価競争入札の方法

本工事の総合評価競争入札は、以下の方法により落札者を決定する。

ア 入札参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

イ 申請書等で提出された総合評価競争入札の評価に必要な資料等により最大 28 点の技術評価点を与える。

ウ 標準点に技術評価点を加えた点数を、入札価格 (その対象工事に記載の予定価格の制限の範囲内であること。) で除した値を評価値とする。詳細は、別紙「総合評価方式に関する説明書」による。

(4) 評価項目

以下に示す項目を評価項目として、アの項目で最大 8 点、イの項目で最大 11 点及びウの項目で最大 9 点の技術評価点を加算する。

ア 企業の技術力

イ 配置予定技術者の能力

ウ 企業の社会性、地域貢献度

(5) 落札者の決定

ア 別紙「総合評価方式に関する説明書」で算定された評価値が最大の者を落札者とする。

イ 評価値が同値の場合は、くじにより落札者を決定する。

ウ 落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴く必要がある場合は、学識経験者の意見を聴いたのちに落札者を決定する。

- ・ 入札者は、西尾市電子入札 (建設工事等) 実施要領及び入札心得書並びに設計図書を熟読し遵守すること。
- ・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ・ 契約の締結 開札日から契約締結の日までの期間において落札者が排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

	・ 損害の賠償 契約者が排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。 ・ 妨害又は不当要求に対する届出義務 契約者は契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、市への報告と警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、入札参加停止措置又は競争入札において契約の相手方としない措置を講じることがある。 ・ この工事は建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 ・ 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、「建設工事等における電子契約について」を参照すること。
担当部署	総務部財政課 （TEL 0563-65-2163）

総合評価方式に関する説明書

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する事前審査型総合評価（特別簡易型）落札方式とする。

1 総合評価の評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でない者、かつ予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定します。

- (1) 評価値＝評価点÷入札価格×10,000,000（少数点第4位を四捨五入）
- (2) 評価点＝標準点（100点）＋技術評価点（上限28点）
- (3) 技術評価点 工事の品質等を確保するために、企業の技術力、配置予定技術者の能力及び企業の社会性・地域貢献度等を考慮するために上限28点を配点する。
- (4) 入札価格が低入札調査基準価格を下回り、西尾市低入札価格調査実施要領第2条第2項により契約の履行ができると認められない場合は失格とする。

ア・企業の技術力（8点）

評価項目	評価基準	配点
① 同種工事の施工実績により評価する。(実績件数 過去3年間) ※1、2	同種工事 3件以上	3
	同種工事 2件	2
	同種工事 1件	1
	同種工事 実績なし	0
② 同種工事の工事成績により評価する。(平均点 過去3年間) ※1、2、3	平均点 76.0点以上	4
	平均点 74.5点以上76.0点未満	3
	平均点 72.5点以上74.5点未満	2
	平均点 70.0点以上72.5点未満	1
	上記以外	0
③ ISO9001の認証取得により評価する。 ※4	取得済み	1
	取得なし	0

イ・配置予定技術者の能力（11点）

評価項目	評価基準	配点
① 技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士	2
	2級土木施工管理技士（土木）	1
	上記以外	0
② 同種工事の施工実績により評価する。(実績件数 過去3年間) ※1、2、5	同種工事 3件以上	3
	同種工事 2件	2
	同種工事 1件	1
	同種工事 実績なし	0
③ 同種工事の工事成績により評価する。(最高点 過去3年間) ※1、2、6	同種工事 77点以上	3
	同種工事 74点以上77点未満	2
	同種工事 70点以上74点未満	1
	上記以外	0
④ CPDの取得状況により評価する。	1年間の推奨単位以上取得	3

※7	1年間の推奨単位の2/3以上取得	2
	1年間の推奨単位の1/2以上取得	1
	上記以外	0

ウ・企業の社会性、地域貢献度（9点）

評価項目	評価基準	配点
① 西尾市との間で締結した災害協定、活動実績により評価する。 ※8	西尾市との間で締結した協定が有り、かつ実績がある。	2
	西尾市との間で締結した協定が有る。	1
	上記以外	0
② 過去3年継続的にボランティア活動に企業として参加した実績により評価する。※9	西尾市内で活動した実績ある。	1
	西尾市内で活動した実績ない。	0
③ 障害者の雇用状況により評価する。 ※10	1人以上雇用有	1
	雇用なし	0
④ 協力雇用主としての登録及び保護観察対象者等の雇用状況の評価する。 ※11	協力雇用主登録が有り、かつ雇用実績有り	2
	協力雇用主登録有り	1
	協力雇用主登録無し	0
⑤ 消防団として役員又は社員の在籍を評価する。※13	1人以上の在籍有り	1
	在籍無し	0
⑥ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録、女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認定のいずれかの取組の有無を評価する。※12	取組有り	1
	取組無し	0
⑦ ISO14001の認証取得により評価する。 ※4	取得済み	1
	取得なし	0

※1 同種工事とは、元請として行った最終契約金額1千万円以上の道路改良工事又は街路整備工事とする。同種工事の施工実績は、元請として行った西尾市発注工事実績に限るものとする。

※2 過去3年とは、令和5年度から令和7年度まで（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に完了しているものとする。

※3 対象となる工事は、過去の元請として行った西尾市発注工事の同種工事に関する成績の平均点とする。なお、同種工事の件数、平均点は西尾市で算出しますので、提出する必要はありません。

※4 ISOの取得の有無は、技術資料を提出する前日までとする。

※5 技術者の施工実績とは、主任技術者及び監理技術者（監理技術者補佐含む）の実績をいう。

※6 対象となる工事は、過去の元請として行った西尾市発注工事の同種工事に関する成績の最高点とする。なお、同種工事の件数、最高点は西尾市で算出しますので、提出する必要はありません。

※7 対象となるCPDは、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）土木学会、（公社）日本技術士会、（公社）日本都市計画学会、（公社）農業農村工学会の5団体が証明するものとする。確認は、証明団体が発行する実績証明書の写しで確認する。各団体の単位合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。年間推奨取得単位数は実績証明書を発行する証明団体における年間推奨取得単位数とし、評価基準日の属する年度の前年度1年間の単位数とする。評価基準単位数は、整数とし小数点以下は切り捨てとする。

※8 令和5年度から資料提出日の前日まで継続的に西尾市と災害協定を締結しているものとする。また、活動実績とは、令和5年度から令和7年度の間に、西尾市が行った防災訓練・災害活動を年1回以上、企業として継続して参加したものをいう。

※9 ボランティアは、西尾市が主催（上記の災害訓練は含まない。）又は協賛しているものに限る。過去3年とは、令和5年度から令和7年度までに企業として年1回以上継続的に実施しているものとする。

- ※10 障害者の雇用は、公告の日以前3ヶ月以上の常勤であること。なお、会社役員については、対象としない。障害者とは、資料提出の前日までに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳のいずれかの交付を受けている者をいう。
- ※11 協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主であり、法務省名古屋保護観察所に協力雇用主として登録され、保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が3か月以上であること。（法務省名古屋保護観察所が証明した、雇用に関する証明書の写しを添付）
また、保護観察対象者等とは、更生保護法第48条に定める保護観察対象者又は同法第85条及び第86条に定める更生緊急保護対象者とする。
- ※12 愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度とは、愛知県がワーク・ライフ・バランス（仕事と育児・介護・地域活動などとの両立）の実現に積極的に取り組む企業を支援する制度。
女性の活躍促進宣言とは、愛知県内の企業等から、女性の活躍促進に向けた組織トップからのメッセージや今後の取組内容などを表明する宣言。
あいち女性輝きカンパニーの認証とは、女性の活躍促進に向け、組織トップの意識表明や女性の採用拡大、職域拡大育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組を積極的に行っている企業等を愛知県が認証する制度。
認定書等に記載の認定年月日が、技術資料を提出する前日までのものについて評価する。
- ※13 技術資料を提出する前日までの西尾市消防団への在籍を評価する。